

様式例第3号【一般登録型】

1 求職受付手数料

求職（取扱職業のうち芸能家、家政婦（夫）配せん人、調理士、モデル、マネキンの場合のみ）の申込みを受理した場合は、受理した日以降に次の受付手数料を申し受けます。求職の受付1件につき710円（消費税相当分を含む）

ただし、同一の求職者に掛かる求職の申込みの受理が1箇月に3件を超える場合には、3件分を超えては申し受けません。

2 届出制手数料に係る手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	<u>300,000円</u> 手数料負担者は 求人者 とします。 (分割払いでもお受けします。)
求人・求職の申し込み受理後、求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われた賃金（労働条件通知書、雇用契約書等に記載されている額）の <u>100%</u> (分割払いでもお受けします。) 手数料負担者は求人者とします。 (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われた賃金（労働条件通知書、雇用契約書等に記載されている額）の <u>30%</u> (分割払いでもお受けします。) 手数料負担者は求人者とします。

様式例第3号【一般登録型】

手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス	成功報酬 当該求職者の就職後、1年間に支払われた賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>100%</u> （分割払いでもお受けします。） 手数料負担者は求人者とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 <u>50,000円</u> 活動1日当たり <u>10,000円</u> 成功報酬 職業紹介が成功した場合において当該求職者の就職後1年間で支払われた賃金の <u>100%</u> 手数料負担者は 求人者 とします。 （分割払いでもお受けします。）
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われた賃金の <u>100%</u> 手数料負担者は、 関係雇用主 とします。

上記手数料には、消費税が含まれています。

許可番号 14-ユ-010007

名称 有限会社 京浜配膳人紹介所

所在地 横浜市西区北幸1-11-5 相鉄KSビル9階